

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
中央子ども家庭センター	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="483 600 1641 852"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>平成29年8月24日</td> <td>10,940円</td> <td>平成29年10月3日</td> </tr> <tr> <td>広島県</td> <td>平成29年8月24日</td> <td>15,660円</td> <td>平成29年10月4日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	石川県	平成29年8月24日	10,940円	平成29年10月3日	広島県	平成29年8月24日	15,660円	平成29年10月4日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>監査実施日以降、30日を超える精算がないか再度確認を行った。</p> <p>また、職員に対しては、旅費支給事務の適正な処理について周知徹底を図った。</p> <p>今後は、支出命令日の確認を徹底し、速やかな精算を行うなど、適正な事務執行を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
石川県	平成29年8月24日	10,940円	平成29年10月3日												
広島県	平成29年8月24日	15,660円	平成29年10月4日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月12日）